

○「指定成分等含有食品に関する留意事項について」(令和6年8月23日付け健生食監発0823第5号・消食基第190号)

改正後	改正前
<p>(別添1) 健康被害情報の届出に関する留意事項</p> <p>第1 指定成分等含有食品を取り扱う営業者</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 届出の項目</p> <p>営業者は、2に示す健康被害情報を得たときは、「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」(令和6年8月23日付け健生食監発0823第4号・医薬監麻発0823第1号)の別紙様式(以下「情報提供票」という。)に情報提供者より聴取できた事項を記載し、都道府県知事等に届出を行うこと。<u>情報を記載する適切な箇所が無い場合は、備考欄に記載すること。</u>当該営業者が表示責任者でない場合は、表示責任者を通じて届出を行うことができる。</p> <p>なお、原則として、情報提供票の届出に際しては、別紙様式を用い、また、必要と考えられる参考資料や追加情報を適宜添付して届け出ても差し支えない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第2 都道府県知事等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 健康被害情報の報告方法について</p> <p>都道府県知事等が法第8条第2項に基づき、厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課へ報告する際に使用する情報提供票及び添付資料について、個人を特定できる情報が記載されている場合は、当該記載を削除の上、報告すること。</p> <p>また、情報提供票の受診情報欄の重篤度の記載については、次の①から④までを参考に記入すること。<u>ただし、入院治療を受けた場合であって、医師が重篤ではないと判断した症例は、②として取り扱い、一方で、入院治療を受けていない場合であって、医師が重篤と判断した症例は、③として取り扱うこと。</u></p> <p>①軽微：摂取者が、医療機関を受診していない<u>場合又は医療機関を受診したが治療を受けなかった場合</u></p> <p>②軽度：摂取者が、医療機関において外来治療を受けた場合(入院治療を受けた場合を除く。)</p> <p>③中等度以上：摂取者が、医療機関において入院治療を受けた場合</p> <p>④死亡：摂取者が、死亡した場合</p>	<p>(別添1) 健康被害情報の届出に関する留意事項</p> <p>第1 指定成分等含有食品を取り扱う営業者</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 届出の項目</p> <p>営業者は、2に示す健康被害情報を得たときは、「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」(令和6年8月23日付け健生食監発0823第4号・医薬監麻発0823第1号)の別紙様式(以下「情報提供票」という。)に情報提供者より聴取できた事項を記載し、都道府県知事等に届出を行うこと。<u>その際、「(事業者使用欄)」への記載は不要である。</u>情報を記載する適切な箇所が無い場合は、備考欄に記載すること。当該営業者が表示責任者でない場合は、表示責任者を通じて届出を行うことができる。</p> <p>なお、原則として、情報提供票の届出に際しては、別紙様式のエクセル形式を用い、また、必要と考えられる参考資料や追加情報を適宜添付して届け出ても差し支えない。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第2 都道府県知事等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 健康被害情報の報告方法について</p> <p>都道府県知事等が法第8条第2項に基づき、厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課へ報告する際に使用する情報提供票について、「3. 摂取者および摂取状況に関する情報」のうち、「氏名」欄及び「連絡先」欄に個人を特定できる情報が記載されている場合は、当該記載を削除の上、報告すること。</p> <p>また、情報提供票の保健所使用欄の重篤度の記載については、次の①から④までを参考に記入すること。</p> <p>①軽微：摂取者が、医療機関を受診していない場合</p> <p>②軽度：摂取者が、医療機関において外来治療を要した場合</p> <p>③中等度以上：摂取者が、医療機関において入院治療を受け、治癒した場合</p> <p>④死亡：摂取者が、死亡した場合</p>